



自治退ニュース

No.236
2008.7.7
定価一部20円
〔会員の購読料は
会費の中に含む〕

東京都千代田区六番町1 自治労会館2F
全日本自治体退職者会
全日本自治体退職者会共済会
発行人 吉沢 弘久
03-3262-5546

25万自治退
に向けて

栃木、鳥取で自治退県本部が発足 横断的な県本部退職者会結成を機に

この度、栃木県と鳥取県で、新たに市町村の枠を超えた横断的な県本部退職者会が作られ、既存の県職退職者会などと一緒に自治退県本部が結成された。新単会誕生と県本部結成にいたるまでに、自治労県本部と自治労OBが中心となり、県職退職者会なども参加して行われた準備活動が行われた。両県とも、長年の念願であった自治退県本部と横断的な県本部退職者会の誕生は、多くの市町村退職者・退職予定者にとって退職者会運動への参加の場所ができたことになり、今後の会員の拡大が期待される。

鳥取では新規に三単会が誕生

6月18日、自治退鳥取県本部結成大会が三朝温泉の渓泉閣で開かれた。この大会で、6月に結成された鳥取県東部地区退職者会、中部地区退職者会、西部地区退職者会の新三単会と、これまでの県職東部地区退職者会、中部地区退職者会、



自治退鳥取県本部結成大会

西部地区退職者会の三単会が、自治退鳥取県本部を正式に発足させた。県本部三役は、会長に中村頼吉（県本西部退・元自治労県本部委員長）、副会長に上田弘美（県職東部退・県職退連絡会長）、事務局長に中島重男（県本東部退）の各氏が就任した。

これまで鳥取県では、東、中、西部県職退職者会のみで市町村の退職者会はなかったが、一昨年ごろから、自治労県本部の中田委員長（当時）の呼びかけもあり、自治労役員OBの間で退職者会を持とうという動きが起こり、昨年4月に準備会が立上り、自治労県本部と既存の三県職退職者会からも代表が参加し、6回の協議が行われて来た。この中で、市町村年金者連盟が退職者の受け皿組織として存在する中で、ただちに市町村単位の退職者会の組織化は困難であるが、自治労退職者が集い退職後の運動を担う場所作りが必要であるとの認識が一致し、東部（鳥取市中心）、中部（倉吉市中心）、西部（米子市中心）の横断的な市町村退職者会をつくる方針が決まった。自治労組織の協力の下に準備会が該当地域の市町村退職者

に呼びかけ、6月5日に東部地区退（25人）、6月7日に中部地区退（29人）、6月11日に西部地区退（89人）が結成された。

栃木では県本部と県本退職者会が同時に

7月2日には宇都宮市の県職員会館・ニューみくらで、「自治退栃木県本部」と「自治労栃木県本部退職者の会」の結成総会が開かれた。栃木県は、これまで県職員退職者会（1966年結成）と小山市職員退職者会（1990年結成）の2単会のみで、自治退県本部はなかった。「退職者会を増やしたい」という気持ちは、県職退や小山市職退に強くあり、これに応えて自治労県本部が昨年10月の大会で「退職者会拡大方針」を決めた。その後、自治労の元委員長らが中心になって自治労役員経験者に呼びかけ自治労も加わり準備会をつくり、全県下の市町村退職者の有志が結集する市町村を超えた横断的な単会「自治労栃木県本部退職者の会」を立ち上げ、同時に県職退と小山市職退の三者で「自治退栃木県本部」を結成する方針で、準備が進められ、この日を迎えたものである。県本部三役は、会長に山田博由（県職退・元自治労県本部委員長）、副会長に大垣重昭・奥沢功（県本退）、猪狩邦夫（県職退）、前澤徳次（小山市職退）、事務局長に金子安男（県本退・前自治労県本部委員長）氏らが就任した。

新単会の「自治労栃木県本部退職者の会」は、会長に大垣重昭（宇都宮市）、副会長に奥澤功（佐野市・県本）、関口清（鹿沼市・県央）、高橋良雄（塩谷市・県北）他、事務局長に金子安男（県本）氏があたり、幹事には県内の各ブロックからの代表などがあたり、将来各ブロックの市町村ごとの単会の誕生をめざしている。

後期高齢者医療制度の廃止！ — 団体署名、ハガキ運動を —

4月1日からスタートした後期高齢者医療制度について、6月6日に参議院は野党共同提案による「後期高齢者医療制度廃止法案」を可決し、衆議院は6月25日まで延期した会期内には審議せず継続審議とした。3月24日に、地公退が独自に、緊急行動を国会で開き、運動の導火線をつくった。4月になり、これに続き、退職者連合は、中央労福協、民主・社民党などと連携して、3月26日、4月24日、5月22日、6月6日（5月23日に野党共提出の廃止法案が参議院で可決の日）、6月11日（問責決議採択の日）と連続して、国会座り込みなどの行動を展開、自治退も毎回首都圏から50～100人がこの行動に参加した。

衆議院で継続審議となった廃止法案は、秋（8月下旬）からの臨時国会に舞台を移しているが、その間に政府・与党は、低所得者の保険料の一部見直し・終末期医療打切り促進措置撤回などで、世論の沈静化を目指んでいる。退職者連合が呼びかけた廃止要求の団体署名運動（8月集約）の遂行や、国會議員への要請・抗議ハガキを送る運動＜自治退ニュースNo.235号、2008.5.13参照＞が、ますます重要になっている。



6月11日の国会請願

生涯の支えとして
けが/賠償責任/携行品損害を補償

安心総合共済

9月末日まで受付しています
払込用紙は最寄の退職者会に置いてあります

- 年齢制限なし会員なら誰でも加入できます
- 個人型、夫婦型より契約タイプを選択
- ケガ通院でも1日目からも補償
- ケガと賠償と自宅外の携行品を補償
- 本人の交通事故死亡補償が充実
- 毎月末日〆の翌月20日より補償開始
- 加入方法⇒郵便局（ゆうちょ銀行）より振込み

詳細については各退職者会もしくは「自治退サービス」
03-3239-5880までお問い合わせください

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険株式会社の普通傷害保険、交通事故傷害保険、家族傷害保険、携行品一式特約付帶動産総合保険のペッターネームです。ご使用にあたっては必ずパンフレット重要な事項説明書をご覧下さい 4700-07-152

慎重な検討が必要な基礎年金の「税方式化」

社会保障国民会議が6月19日に中間報告

福田内閣によって作られた社会保障国民会議は1月からの検討を経て6月19日中間報告をまとめた。この後、秋には最終報告を出すべく議論が継続される。この会議には三つの分科会が設置され雇用・所得保障、医療・介護・福祉、次世代育成等が検討されているが、このうち年金の検討では、基礎年金を「一定の税を投入した社会保険方式」とするか「全額税による扶助年金に切り替える」かが一つの焦点となり、朝日、読売、日経の案を含め、それぞれの方式に関する論の紹介と客観的なデータにもとづくシミュレーションが公開されたが、中間報告自体は両論併記となっている。従来自治退は、地公退、退職者連合とともに現役の方針と整合させて「基礎年金の公費負担割合を三分の一から二分の一に変更すること」と「税方式への切り替え」を要求してきた。二分の一への変更は法改正によってあり、政府が来年度4月から実施しなければならないことは当然である。一方、税方式への制度切り替えは、実際には軽視できない重要な問題点が明らかとなっており、年金受給者の立場からは再度原点に戻り検討する必要があると考えられる。

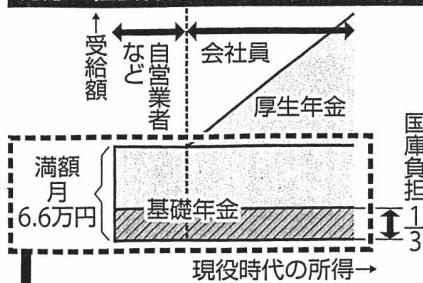
「税方式化」の問題点

日本経団連や自民党の一部、日経新聞が唱え始めた税方式化論に対しては、次のような問題点が指摘されている。

1. 保険方式から税方式へ移行する方式としては、①拠出履歴を無視して切り替える、②拠出履歴による給付と税による給付を上乗せする、③拠出履歴を反映した給付と税による給付を並存させて移行するという三方式が考えられる。①はこれまで保険料を拠出してきた人の合意は到底得られない。②は巨額の上乗せ分の追加財源が必要であり、いずれも現実的でない。③の場合は税方式の給付だけになるまでに65年ほどという超長期の移行期間を必要とする。

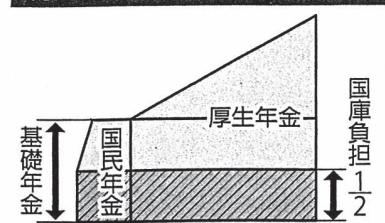
●現行の年金制度と、各社の改革案

現行の社会保険方式



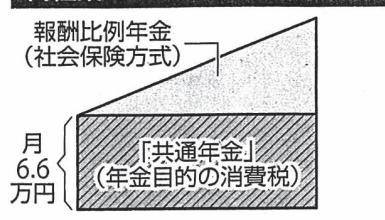
財源は保険料が中心。基礎年金は2009年度に国庫負担が現在の3分の1から2分の1に引き上げられる予定。高齢化に対応するため、2017年までに保険料水準は現在より約2割上がる

朝日案



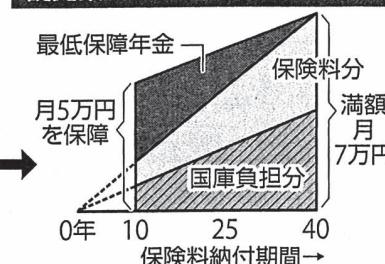
保険方式を維持し、税は医療・介護に優先して振り向ける。パート・派遣社員は厚生年金に加入し、企業も保険料を負担。保険料を払わなくても年金がもらえる「3号制度」は廃止。将来は、自営業者らも含め、年金を一元化する

日経案



基礎年金の財源を保険料から消費税に置き換える。税率の上げ幅は5%前後。全体の負担に変化はない。移行期は旧制度に基づく保険料負担を給付に反映する。3.7兆円の企業負担軽減分は非正規労働者の厚生年金加入にあてる

読売案



基礎年金は保険方式を維持。消費税を税率10%の「社会保障税」とし、医療・介護も含めた財源とする。受給資格を加入10年に短縮し、最低保障年金で月5万円を保障。出産後3年間は夫婦の基礎年金分保険料を無料化

- 保険料でまかなう部分
- 税でまかなう部分
- 社会保障税で新たにまかなう部分

(6月16日付読売新聞より)

2. 保険方式では、保険料を拠出した加入者の権利意識があり、その期待権を大きく切り込む給付抑制は起こりにくい。一方、税方式では、税を負担する階層の意見や財政事情により給付抑制が起こりやすい。
3. 年金受給者は既に制度が要求した保険料を納め終えているが、税方式に切り替えることで新たに年金財源分の税納入という二重の負担が生じる。また、上記移行方式の③をとる場合、新制度移行後の無年金者・低年金者・保険料免除対象者にも税の負担が生じる。
4. 現在保険料の半分を負担している雇用主は税方式化で負担がなくなり、この分は家計に負担が転嫁される。(賃金や他の税に回るとする意見があるが、そうなる制度的保障はない)
5. 今後相当額の増加が見込まれる医療・介護サービス費用に充てる財源も税で用意しなければならず、年金だけで多額の税を使い切るべきではない。
6. 税方式化推進の最大の論拠である「未納者問題解消」は、社会的には解消すべきことだが、保険料未納者は将来年金を受け取らないので保険取支外の存在となり、仮にいてもそれによって年金の收支が損なわれる課題ではない。

思惑で制度をいじるべきではない

白地に新しい制度を描くのであれば自由な議論が可能だが、現在の年金制度は60年を超える経過と多くの関係者を持つ超長期の制度である。改革する場合はこのことが検討の基本にされるべきであろう。日経新聞は年金受給者の二重負担が生ずることを承知で、その世代の保険料負担が少なかったことを理由に世代間の後払い論を展開しているが、これは負担と給付をセットで約束してきた年金制度の沿革を無視し、かつ私的扶養から公的扶養としての年金に移行する世代の緩やかな負担の変化を理解していない暴論である。

また、日本経団連の税方式化主張はどのような装飾をこらしても企業負担を逃れることが目的としか思われない。これはパートを多数雇用する業界の団体が労働者を厚生年金から排除して社会保障にただ乗りしている事実、日本経団連の会長企業が偽装派遣で人件費を圧縮していた事実を見れば明白である。

年金受給者としては

現行の年金制度に問題がないわけではなく改革すべき点は多いが、上記の疑問が解消されない中であえて税方式に転換すべきかどうかは慎重に検討しなければならない。

大半が年金受給者である退職者会会員の利益から見れば、保険料の二重払いと企業負担の肩代わりを強要される税方式化について、これまでの要求は再検討すべきであろう。年金制度の安定的存続のために現役組織、協力政党、退職者連合との間で率直な意見交換を行いよりよい結論を得る努力が必要となっている。